



平成 26 年 11 月 10 日

各 位

上 場 会 社 名 株式会社 西日本シティ銀行
代 表 者 取締役頭取 谷川 浩道
(コード番号：8327 東証第一部、福証)
問合せ先責任者 総合企画部長 本田 隆茂
(TEL 092 - 461 - 1867)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当行は、平成 26 年 11 月 10 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を通じた株主の皆さまへの利益還元を図るため、自己株式取得を行うものです。また、取得する自己株式の一部は、平成 26 年 9 月 25 日発表の株式会社長崎銀行との株式交換及び本日発表の西日本信用保証株式会社との株式交換において、当行を除く両社の株主に対して交付する株式として利用する予定です。

2. 取得の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得する株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 17,000,000 株 (上限とする)
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 2.13%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 50 億円 (上限とする) |
| (4) 取得する期間 | 平成 26 年 11 月 11 日から平成 27 年 3 月 24 日まで |

(ご参考) 平成 26 年 9 月 30 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式数 (自己株式を除く)	794,776,237 株
自己株式総数	1,956,315 株

3. 今後の株主の皆さまへの利益還元の考え方

株主の皆さまへの利益還元については、1 株につき年間 5 円の安定配当をベースに連結当期純利益の 25%程度を利益還元額の当面の目安とし、その時々々の経済情勢や財務状況、業績見通し等を勘案しつつ、行ってまいりたいと考えております。

以 上

《本件に関するご照会先》

西日本シティ銀行 総合企画部 橋本、鶴崎 TEL : 092-461-1867

この文書は、一般に公表するために作成されたものであり、一切の投資勧誘及びそれに類似する行為のために作成されたものではありません。